

12/12 (日) 第8回 かみゆげ小さな文化祭

上弓削公民館（上弓削老人福祉センター）にて、第8回かみゆげ小さな文化祭が開催されました。昨年度は文化祭も中止となり、コロナ禍でみんなが集まる機会が少ない一年でしたが、今年度は地域のみなさんに元気を届けたいという思いで、文化祭を開催しました。当日は恒例となった作品展示やバザー、しめ縄づくり教室に加え、モルックの体験や弓削高校プラスバンド部によるミニコンサートも行わ

れました。子どもから大人まで地域の多くの方が来場し、笑顔あふれるにぎやかな一日となりました。



12/14 (火) しめ縄づくり教室を開催

岩城老友会・寿会が伝統文化伝承活動

岩城小学校体育館において、岩城小学校5・6年生が小学校対象「しめ縄づくり教室」に参加しました。これは令和3年度公民館活動の伝統文化伝承活動として実施され、講師の地元の老友会会員等が準備したワラたば、ウラジロ、葉つきミカンを使い、しめ縄づくりを体験しました。子どもたちはグループに別れ、指導者から手ほどきを受けながら熱心にワラと向き合い、地元のワラを使ったしめ縄づくりで技術や知識を学びました。



相続に関する無料相談を実施します!! 愛媛県司法書士会

愛媛県司法書士会では、毎年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか」月間と定め、下記のとおり無料相談を実施します。

相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に、司法書士が適切なアドバイスを行います。

◆日時・場所 2月の1か月間、県下各司法書士事務所にて随時承ります。（なお、各事務所に連絡のうえ事前の予約をお願いします。）

◆相談料 無料（事前予約の場合）

◆相談例 登記名義人が亡くなった先々代のままなのですが・・・、パートナーに全財産を相続させたいのですがどうすればいいのでしょうか？ 相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません・・・など

相続登記とは、相続した不動産の名義を相続人に変更することをいいます。令和3年4月21日、相続登記を義務化する改正法が成立しました。改正法においては、不動産の相続人に対し、「相続が開始して所有権を取得したことを知ってから3年以内

に相続登記をしなければならない」と定めており、今後不動産を相続される方だけではなく、過去に不動産を相続して、現時点で名義変更をしていない方も対象となります。改正法の施行日は令和6年4月までの政令で定める日からとされています。

不動産の名義を変更していないと、そのままでは売却することができず、担保にして融資を受けようとする場合などにも手続きが順調に進みません。また、長い間放置しておくと、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、さまざまなトラブルが発生することも少なくありません。

そのため、できるだけ早い時期に登記を行うことが重要となります。こうした背景から、全国の司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか」月間と定め、無料相談を実施しています。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

■問い合わせ 愛媛県司法書士会 ☎089-941-8065
★相続登記相談センター★ いさんのなやみに
【受付フリーダイヤル】0120-13-7832

1/1 (土) 新春走り初め大会

上島町スポーツ協会生名支部

生名島のパワースポット「立石山遺跡の磐座」から初日の出を拝もうと、約30名の方が立石山の遊歩道を登り、山頂を目指しました。初日の出で染まる上島の絶景を眺めながら「今年一年良い年でありますように」と祈っていました。



★ コミュニティ助成事業で小型ポンプを配備

火災時の消火活動や浸水時の排水作業等で消防団の対応力の強化を図るため、コミュニティ助成事業を活用し、上島町消防団弓削方面隊第2分団に小型動力ポンプを配備しました。配備した小型動力ポンプは、町民の皆さまの生命や財産を守るために活用します。

【コミュニティ助成事業とは】

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業です。



コミュニティ助成事業で配備した小型動力ポンプ



年金だより ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます（厚生年金保険、共済組合等加入者を除く）。

ただし、申出があった月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。

■任意加入をする条件

次の1.～5.のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
4. 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
5. 日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在または医療滞在者の付添人）」や「特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在または長期滞在者の同行配偶者）」で滞在する方ではない方

上記の方に加え

- ① 年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

●問い合わせ 上島町役場 住民課・町民生活課 今治年金事務所 ☎0898-32-7355

② 外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

※1. の60歳以上65歳未満の方は、60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができます。

任意加入については、「外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方」を除き、保険料の納付方法は、口座振替が原則となります。日本国内に居住している方の任意加入の申し込み窓口は、お住まいの市区役所・町村役場またはお近くの年金事務所となります。

～国民年金保険料は口座振替がお得です～

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関および下記の問い合わせ先までお申し出ください。

なお、令和4年4月からの口座振替をご希望の場合は令和4年2月末日までにご提出ください。